

貯金規定等の一部改正について

休眠預金等（最後のお取引から 10 年以上経過している預金等）を、民間公益活動の促進に活用する休眠預金活用法（以下「休眠預金等活用法」といいます。）が平成 30 年 1 月 1 日に施行されます。

今般、休眠預金等活用法の施行に伴い、平成 30 年 1 月 1 日より貯金規定等の一部改正することといたします。

【休眠預金等活用法の概要について】 ※内閣府ホームページ掲載資料を一部抜粋

■休眠預金等の発生と預金保険機構への移管

- ✓ 「休眠預金等」とは、10 年以上、入出金等の異動がない「預金等」です。
※「預金等」は預金保険法・貯金保険法の対象商品です（財形貯蓄等は除く）。
- ✓ 金融機関は「預金等」の存在を「預金者等」に通知し、預金者等の所在が確認できない預金等について、ホームページで公告を行った上で、預金保険機構に移管します。

■預金者等への休眠預金等の払戻し・情報提供

- ✓ 「預金者等」はいつでも「預金等」があった金融機関の窓口で「休眠預金等」の払戻しを受けることができます。
- ✓ 「預金者等」は、いつでも「預金等」があった金融機関に「休眠預金等」に関する情報提供を求めることができます。

【対象となる貯金規定等】

- ① 当座勘定規定
- ② 普通貯金規定
- ③ 総合口座取引規定
- ④ 営農貯金規定
- ⑤ こども貯金規定
- ⑥ 普通貯金無利息型（決済用）規定
- ⑦ 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- ⑧ 貯蓄貯金規定
- ⑨ 納税準備貯金規定
- ⑩ 出資予約貯金規定
- ⑪ スーパー定期貯金規定（単利型・複利型・利息分割型）
- ⑫ 大口定期貯金規定
- ⑬ 期日指定定期貯金規定
- ⑭ 変動金利定期貯金規定（単利型・複利型）
- ⑮ 据置定期貯金規定
- ⑯ 定期積金規定
- ⑰ 積立式定期貯金規定
- ⑱ 通知貯金規定
- ⑲ いくたびプラス規定
- ⑳ 結いの恵み貯金規定（スーパー定期 単利型・大口定期）

- ②① 退職者向け定期貯金「みのり」規定（スーパー定期 単利型・大口定期）
- ②② J Aふれあい年金・給振プラス規定
（スーパー定期 単利型・スーパー定期 複利型・大口定期）
- ②③ J Aふれあい年金プラス規定
（スーパー定期 単利型・スーパー定期 複利型・大口定期）
- ②④ 子育て応援定期積金規定
- ※①①から①⑤および①⑨については、自動継続を含みます。
- ②⑤ とくだね定期貯金規定
- ②⑥ ニューパートナー専用定期貯金規定
- ②⑦ 相続定期貯金規定
- ②⑧ 葬祭センター利用者特典付定期積金「虹」規定
- ②⑨ 定期積金「新ココツミ」規定
- ②⑩ 住宅ローン利用者向け「とくとく定期積金」規定

【改正内容】

休眠預金等活用法施行にかかる以下の内容等を規定内に追加しました。

- ✓ 休眠預金等活用法に係る異動事由
- ✓ 休眠預金等活用法に係る最終異動日等
- ✓ 休眠預金等代替金に関する取扱い

- ※ 休眠預金等活用法の詳細につきましては、内閣府ホームページでご確認ください。
- ※ 改正後の貯金規定等、新旧対照表をご覧ください。窓口に申し出下さい。
- ※ 一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。